

隔離施設とは全く性格を異にしているが、それは「癩」が「業病」や「家筋」の病であると考えられ、伝染するという認識がなかったからであろう。人々は通常の労働ができない「癩者」に対し、聖と賤の両義性を認めることによって言祝ぎの役割を与え、社会全体でその生計を支えたのである。

ただし勸進については17世紀後半頃から、働かず収入を得る行為として町方の反感を買うようになっていく。これは「癩」患者に限らず、様々な賤民による勸進に対して抱かれた感覚だった。幕末の京都では、物吉を汚い病者として嫌悪する感覚が顕著になり、言祝ぎの勸進を強引な物乞いと認識するようになっていく。

京都も北山十八間戸も、維新政府による身分解放令、勸進禁止、廢仏毀釈などの方針の中で明治初期に消滅する。ただし西山光明院については、裕福な患者がいたために、彼女の経済力と薬師寺の保護によって大正期まで存続した。

中世「癩者」の生活形態を継承する存在として、この他に信州善光寺門前に集住した「道近坊」と呼ばれた「癩者」がいる。彼らも法体で下級宗教者だったと考えられるが、京都や奈良と異なり世襲制の身分で、善光寺の支配のもとにあった。行き倒れ「癩」病人の死体処理を役務とし、かわりに門前の市で商人から税を取る権利を与えられていた。

2. 「癩」身分として近世賤民制下に組み入れられた形態

上記のような下級宗教者としての生活が、中世的形態を継承するのに対して、近世権力が新たに作り上げた「癩」身分という存在形態がある。これは働けない浮浪乞食に対する対応策として創出された場合が多い。本来は病気という一時的な状態に過ぎないはずのものが、「身分」として固定されるのは、不治と「家筋」という認識によって可能となった。

現在の所、「癩」を何らかの形で身分として把握したことが確認できるのは、以下の地域であり、数としては多くない。

まず東北諸藩では、仙台に「癩人小屋主」がいて、「穢多頭」の支配を受けていたことがわかる。明治4年の調べでは、角田県（現宮城県）の「癩人小屋主」は皮剥の仕事に携わっている。また弘前にも「癩病頭」がおり、1624年に城下へ移住させられ、1709年に乞食町が成立した際、ここに移転させられた。米沢でも「癩人」は「皮剥」を行っており、皮を「川原者」に渡して「川原者」から「古儀料」を受け取ることに定められている。

会津藩領では「癩人小屋」が「穢多町」と刑場の近くに設置されていた。「癩者」は「穢多」の支配下にあって、「穢多」が担った行刑役の下役をしたと考えられる。

三春藩では「癩人小屋」4ヶ所があって、「非人」身分に属した。「癩人小屋」の「小屋主」と「弟子」が阿弥号を持つのは、中世「癩者」の宗教性を残している。だが彼らの役務が「皮剥」と「穢多」の下で警察・刑場の下役であることから、近世権力によって再編成され、役が賦課されたと考えられる。

奥州二本松領にも「癩人」身分があり、家に盗賊を止宿させたとして「平人の格に準じ」て処罰されている。だが、その身分や支配に関する状況は不明である。

弘前では「片輪」・「癩」に「乞食札」を持たせ、両者以外の乞食は城下に入れないことを決めて